

〔別 紙〕

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 中村歯科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市田上 2 丁目 6 番 5 号

(3) 設立認可年月日 平成 24 年 9 月 13 日

(4) 設立登記年月日 平成 24 年 10 月 1 日

## (5) 役員及び評議員

|       | 氏 名       | 備 考      |
|-------|-----------|----------|
| 理 事 長 | 中 村 司     | 中村歯科 管理者 |
| 理 事   | 中 村 尚 子   |          |
| 理 事   | 中 村 憲 一   |          |
| 理 事   | 中 村 亜 紗 子 |          |
| 理 事   | 中 村 圭 亮   |          |
| 理 事   | 中 村 紗 織   |          |
| 監 事   | 中 村 利 秋   |          |

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所               | 許可病床数 |
|-----|-------|-----------------------|-------|
| 診療所 | 中村歯科  | 長崎県長崎市田上 2 丁目 6 番 5 号 | なし    |

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
|         |         |     |

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
|     |         |     |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 05 年 6 月 25 日 令和 04 年度決算報告の承認に関する件

令和 05 年度役員報酬の件

令和 06 年 4 月 28 日 令和 06 年度借入金最高限度額に関する件

事業計画及び収支予算の件

理事及び監事任期満了につき改選の件

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(7) そ の 他

様式 3 - 3

法人名 医療法人 中村歯科  
所在地 長崎県長崎市田上2丁目6番5号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和6年4月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部             |          |
|---------------|--------|---------------------|----------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                 | 金 額      |
| I 流 動 資 産     | 9,635  | I 流 動 負 債           | 6,963    |
| II 固 定 資 産    | 35,021 | II 固 定 負 債          | 34,069   |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 8,139  | 負 債 合 計             | 41,032   |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 392    | 純 資 産 の 部           |          |
| 3 その他の資産      | 26,490 | 科 目                 | 金 額      |
| III 繰 延 資 産   | 111    | I 資 本 剰 余 金         |          |
|               |        | II 利 益 剰 余 金        | △ 11,574 |
|               |        | 1 代 替 基 金           |          |
|               |        | 2 その他利益剰余金          | △ 11,574 |
|               |        | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |          |
|               |        | IV 基 金              | 15,309   |
|               |        | 純 資 産 合 計           | 3,735    |
| 資 産 合 計       | 44,767 | 負債・純資産合計            | 44,767   |

様式 4 - 2

法人名 医療法人 中村歯科  
所在地 長崎県長崎市田上2丁目6番5号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| I 事業損益     |        |
| A 本来業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 65,912 |
| 2 事業費用     | 68,282 |
| 本来業務事業損失   | 2,370  |
| B 附帯業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     |        |
| 2 事業費用     |        |
| 附帯業務事業利益   | 0      |
| 事業損失       | 2,370  |
| II 事業外収益   | 2,683  |
| III 事業外費用  | 0      |
| 経常利益       | 313    |
| IV 特別利益    |        |
| V 特別損失     |        |
| 税引前当期純利益   | 313    |
| 法人税等       | 71     |
| 当期純利益      | 242    |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 中村歯科  
所在地 長崎県長崎市田上2丁目6番5号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
(令和6年4月30日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 44,767 千円 |
| 2. 負 債 額   | 41,032 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 3,735 千円  |

| (内 訳)             | (単位：千円) |
|-------------------|---------|
| 区 分               | 金 額     |
| A 流 動 資 産         | 9,635   |
| B 固 定 資 産         | 35,021  |
| C 繰 延 資 産         | 111     |
| D 資 産 合 計 (A+B+C) | 44,767  |
| E 負 債 合 計         | 41,032  |
| F 純 資 産 (D-E)     | 3,735   |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中村歯科

理事長 中村 司 殿

私は、医療法人中村歯科の令和5会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月23日

医療法人 中村歯科

監事 中村 利秋 印